

大分県報

令和八年
第七〇六号
五月十九日

（火曜日）

目次

公安委員会規則

大分県公安委員会聴聞等手続規則の一部改正

大分県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正

放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部改正

道路区域の変更

道路の供用開始

大分海区漁業調整委員会告示
監査公表

○公安委員会規則

大分県公安委員会聴聞等手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

大分県公安委員会委員長 渡邊直二

大分県公安委員会規則第6号

大分県公安委員会聴聞等手続規則の一部を改正する規則

大分県公安委員会聴聞等手続規則（平成8年大分県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3条」を「第2条の2」に改める。
第2条第1号中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を

「第15条第4項後段」に改める。

第2章中第3条の前に次の1条を加える。

（公示の方法）

第2条の2 条例第15条第4項前段（条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する規則で定める方法は、公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第15条第4項前段に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（公安委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 公安委員会の使用に係る電子計算機に備えられたフレームに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

第11条第2項中「大分県庁内の公安委員会の掲示場に掲示することによって」を「インターネットの利用その他の方法により」に改める。

附則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

大分県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

大分県公安委員会委員長 渡邊直二

大分県公安委員会規則第7号

大分県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

大分県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年大分県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）第11条及び」を削る。

第4条第1項中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項又は」を削る。

令和八年五月十九日

大分県報（公安委規則）

1

その関係図面は、令和八年五月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和八年五月十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道湯平温泉線	由布市湯布院町湯平字クマノサカ四八二番六地先から 由布市湯布院町湯平字霜右エ門畑一四二六番二地先まで	前	メートル 二二・二 ～ 四・〇	メートル 六〇・四	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	メートル 一六・四 ～ 一一・八	メートル 七三・二	

大分県告示第二百二十二号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和八年五月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和八年五月十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道中判田大飼線	大分市大字端登字下原三三一六番二から 大分市大字端登字下原三三四八番三まで	令八・五・一九

この規則は、令和八年五月21日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第二百二十一号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

この規則は、令和八年五月21日から施行する。

第6条第1項中「情報通信技術活用令第7条第1項又は」を削る。
第7条中「情報通信技術活用令第8条第1項又は」を削る。
第8条中「情報通信技術活用令第9条第1項又は」を削る。
第9条第1項中「情報通信技術活用令第6条第4項又は」を削り、同条第2項中「情報通信技術活用令第7条第4項又は」を削り、同条第3項中「情報通信技術活用令第9条第3項又は」を削る。
第10条を削る。
第11条中「情報通信技術活用令第6条から第9条までの規定又は」を削り、同条を第10条とする。
第12条を第11条とする。
附 則
この規則は、令和八年五月21日から施行する。

~~~~~

放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和八年五月19日  
大分県公安委員会委員長 渡 邊 直 二

大分県公安委員会規則第8号  
放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則  
放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則（平成18年大分県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。  
第3条第3項中「掲示」の次に「又は表示」を加える。  
第10条中「を公安委員会の掲示板に掲示して」を「により」に改める。  
附 則  
この規則は、令和八年五月21日から施行する。

# ○大分海区漁業調整委員会告示

## 大分海区漁業調整委員会告示第十号

大分海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程（平成六年大分県大分海区漁業調整委員会告示第九号）の一部を次のように改正する。

令和八年五月十九日

大分海区漁業調整委員会会長 阿 部 貴 史

第四条中「その者の氏名並びに同項第三号及び第四号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を委員会の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同条後段を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の公示の方法による通知は、処分の名宛人となるべき者の氏名、令第九条第一項において準用する行政手続法第十五条第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに委員会が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を行政手続法第十五条第四項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和七年総務省令第百三号）で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を委員会の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第五条第一項中「者（）」の下に「前条第二項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。」を加える。

第十三条第三項中「当該処分の名あて人となる」を「処分の名宛人となるべき」に改め、「と、」の下に「同条第二項中」を加え、「掲示を始めた日から二週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

### 附 則

この告示は、令和八年五月二十一日から施行する。

## ○監 査 公 表

### 監査委員公表第750号

令和7年2月20日付けの監査第921号の行政監査の結果に関する報告に基づき、大分県知事から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和8年5月19日

|         |           |
|---------|-----------|
| 大分県監査委員 | 長 谷 尾 雅 通 |
| 大分県監査委員 | 長 野 恭 子   |
| 大分県監査委員 | 大 友 栄 二   |
| 大分県監査委員 | 阿 部 貴 史   |

- 1 令和6年度行政監査テーマ 「人材育成について」
- 2 令和6年度行政監査の結果に関する報告に基づく措置（令和8年1月30日現在）
  - (1) 概 要 「措置済」1件（うち、検討事項1件）
  - (2) 措置の状況

| 報告における項目                                                | 監査の結果（要旨）                                                                       | 措置の内容及び監査対象所属                                                                                  |
|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 人材育成に関<br>する方針等の状<br>況                                | （現 状）<br>大分県人材育成方針に基づき各部署が策定している人材育成計画には目標指標が設定されておらず、取組の成果測定が難しい状況にある。         | 令和8年度から、各部署が作成する人材育成計画に、目標指標として「業務活用度」80%以上等を設定する。その上で、研修後にアンケート形式で4段階評価を行い、これにより人材育成の効果を測定する。 |
| (2) 方針はDX<br>など新たな課<br>題に対応した<br>内容に随時更<br>新されている<br>か。 | （検討事項1）<br>各部署人材育成計画について、目標指標の設定と外部有識者等の意見を取り入れた実績評価を行うよう、人材育成方針に盛り込むことを検討されたい。 | 設定した目標指標に基づき各部署での効果測定結果をもって実績評価                                                                |

|  |  |                                                                                                                                                                         |
|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  | <p>とし、効果測定の状態に対する外部有識者からの助言も得ながら、人材育成の質の向上を図る。</p> <p>また、既に意見聴取を行った外部有識者の助言に基づき、研修の「目的」「狙い」「意図」を明確化するため、部局別専門・技術研修の申請書様式を改訂する。これにより受講者の主体的な学びを促す。</p> <p>（人事課）【措置済】</p> |
|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|  |
|--|
|  |
|--|